

## 北区ラグビーフットボール協会・会員規約

2021年9月16日制定

2022年5月11日一部改正

2023年12月18日一部改正

### 第1条 会員

- (1) 正会員 本協会の活動に賛同して入会した個人または法人・団体
- (2) 賛助会員 本協会の活動を賛助するために入会した個人または法人・団体
- (3) 団体会員 本協会の活動に賛同して入会したラグビーフットボール競技団体（ラグビーフットボールチーム等）
- (4) サポーター会員 本協会の活動を応援するために入会した個人

### 第2条 入会資格

- (1) ラグビーフットボールをこよなく愛するもの
- (2) 本協会の趣旨をよく理解し、本協会の主催・運営する活動に積極的に参加できる者
- (3) 本会が入会を認めたもの

### 第3条 入会金、年会費

- (1) 正会員 入会金 10,000円 / 年会費 10,000円
- (2) 賛助会員 年会費 1口 5,000円 ※できれば2口以上
- (3) 団体会員 年会費 1団体につき 10,000円
- (4) サポーター会員 年会費 2,000円（1口）

### 第4条 入会および加盟

- (1) 正会員としての入会は、理事2名以上の推薦により入会の申し込みが可能になるものとする。
- (2) 入会の承認は理事会で行う。
- (3) 入会の承認通知は、本協会から本人および団体に行う。

### 第4条 入会期間

入会期間は原則として入会登録完了日から、その年度終了日（3月31日）とする。  
期間終了後は、退会手続きを行わない限り自動的に次年度へ更新となる。

### 第5条 会員特典

会員には本協会主催事業のご案内や活動報告の配信等を適宜行うものとする。

### 第6条 禁止事項

会員に提供される会員情報その他を本会の許可なく、第三者（他人または他の団体）に譲渡または配布・

閲覧することを禁じる。また、営利目的で、会の名称および情報を使用することも禁じる。

#### 第7条 除名処分

会員が以下の何れかの項目に該当する場合、本協会は会員に事前に何等通知または催告することなく即時除名処分することができるものとする。(協会規約第8条参照)

- 入会時に虚偽の申告をした場合
- 本規約また協会規約のいずれかに違反した場合
- 反社会的勢力との関係が発覚した場合
- その他、本協会に著しく不利益をもたらすような行為をした場合  
(悪質と認められる会員の場合、個人名または法人、団体名を公表する場合もある)

#### 第8条 退会手続き

会員は入会途中で退会する場合、いかなる理由があってもお支払い頂いた入会金、年会費の払い戻しは行わない。また入会期間終了後、退会手続きを行わない限り自動的に次年度へ更新処理となる。会費未納者は、自動退会の対象者となる。(会費納入期限を過ぎ6ヶ月が経過)

#### 第9条 変更の届出

会員は住所や氏名、電子メールアドレス等、本会への届出内容に変更があった場合には速やかに変更の届出を行うものとする。

#### 第10条 規約の変更

会員規約の改正は、理事会にて行う。

その通知は、正会員、賛助会員及びサポーター会員には別途通知をするが、団体会員に限っては、その加盟団体の代表者へのみ通知をするものとし、団体会員への周知に関しては加盟団体の代表者または連絡担当者の責任において行うものとする。